

店舗パートにおけるシフト勤務制度導入に関する合意書

生活協同組合おかやまコープ(以下甲)と生協労組おかやま(以下乙)は、2010年3月2日に理事会より提案された「店舗事業定時職員のシフト出勤」(おかコ発 09-38 号)制度の導入提案について、以下の点を前提に合意する。

記

1. シフト勤務契約は、本人の合意を前提に締結され、シフト勤務時間帯は個々人の雇用契約の中で明示される。そもそもシフト勤務できないと申し出たパートに対しては、シフト契約締結を強要することはない。
2. シフト勤務時間帯は、早番時間帯と遅番時間帯との時間差を最大2時間までとし、基本勤務時間帯のほか、2つまでのシフト勤務時間帯を設定することができる。
3. また、シフト時間の設定は1時間単位を基本とし、本人の希望があれば30分単位を例外として認める。
4. シフト出勤は、ローテーション確定時まで本人に提示され、合意を得ることが必要である。またその際に、シフト勤務契約を交わしていても、本人の都合により提示された日にシフト出勤ができない場合は、当然その日のシフト出勤を断ることができる。
5. ローテーション確定後に、急な休みなどでシフト出勤が必要となった場合、その都度本人の合意を得ることを前提に上記の上限の範囲においてシフトさせることができる。
6. シフト勤務の場合を含め、残業割増はこれまでと同様、契約時間の1時間を超えたところから1割増しとし、7.5hを超えたところから2.5割増しとする。その他、時間帯割り増しなどは規定に準ずる。
7. 家庭の事情など、本人の都合によりシフト勤務が出来なくなった場合は、できるだけ早急に店長(上司)に申し出て調整を行った上で、シフト契約を解除する(基本時間勤務だけの契約に戻る)。
8. 本合意内容は、これまでのパートリーダーに適用されていたシフト勤務制度にも適用される。

以上

2010年9月3日

生活協同組合おかやまコープ
専務理事 平田 昌三

生協労組おかやま
委員長 坂本 浩